5）車両等に装備された電子機器等は、それらが作動しないよう措置しておくこと。
6）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従つた試験に合格したものでなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。
7）ソジウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「951」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量	
	旅客機	旅客機以外の航空機
3166	—	上限なし

㈱1）液化石油ガスを燃料とする場合は、液化石油ガスを完全に抜き取り、残存するガスが洩れないよう措置すること。
2）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
3）消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
4）内燃機関又は燃料電池機関を単体で輸送する場合は、すべての燃料、冷却液及び油圧システム中の油はできる限り抜き取ること。また、取り外したすべての液体管系統は、保護キャップにより確実に密閉されていること。
5）車両等に装備された電子機器等は、それらが作動しないよう措置しておくこと。
6）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従つた試験に合格したものでなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。
7）ソジウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「952」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
3171	上限なし

㈱1）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
2）消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
3）車両等に装備された電子機器等は、それらが作動しないよう措置しておくこと。
4）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従つた試験に合格したものでなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。
5）ソジウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「953」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
2807	上限なし

㈱1）航空機のコンパスに影響を与えるおそれのない場所に積載すること。
2）次の事項を満たす磁性物質であって包装物の任意の点から2.1mの点において、磁気コンパスに２度を超える偏差を生じさせ、かつ、4.6mの点において磁気コンパスに２度を超える偏差を生じさせないものは、本告示における他の要件を適用しないことができる。
ア）当該物件を輸送する者は、当該物件が磁性物質であることを輸送書類に示すこと。
イ）包装物に第２号様式のラベルRのラベルが付されているもの。
ウ）航空機のコンパスに影響を与えるおそれのない場所に積載すること。

「954」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
1845	200kg

㈱1）容器及び包装は、気化した炭酸ガスが外部に放出されるように設計されたものに限る。
2）生鮮食料品等を冷却するために使用する場合は第17条に定める書類に代わつて、下記情報を品名に記載した書類を用意すること。
ア）国連番号（UN1845）
イ）品名（ドライアイス又は固形二酸化炭素）
ウ）包装物の数及び各包装物内のドライアイスの正味量
3）ドライアイスの正味量を包装物の表面に表示すること。

「955」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
2990，3072	上限なし

㈱1）救命用具は、内装容器に収納した後外装容器に収納し、下記の措置を取ること。
ア）発煙信号及び照明筒は、プラスチック製又はファイバ板製の内装容器に収納すること。
イ）硫化マッチ及び修理用キットは、金属製等の強固な内装容器に収納し、移動しないように緩衝材をあてがうこと。
2）膨張式救命いかだ又は航空機非常用脱出すべり台は、偶発的に作動しないように強固な容器に収納すること。

「956」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器					単一容器及び複合容器		
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量		外装容器	包装物当たりの許容質量		容器の種類
			旅客機	旅客機以外の航空機		旅客機	旅客機以外の航空機	
1841	ガラス製又は陶製容器	10kg	200kg	200kg	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，	200kg	200kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，
	ファイバ製容器	50kg						
	金属製容器	50kg						
	紙袋	50kg						